

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第71号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成25年4月18日 11時00分ごろ
発生場所	滋賀県長浜市竹生島南西方沖（琵琶湖北部） 竹生島三等三角点から真方位225°960m付近 （概位 北緯35°25.0′ 東経136°08.2′）
事故等調査の経過	平成25年5月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	交通船 野坂丸、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	253-4976滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、琵琶湖湖岸の長浜市早崎港を出港して竹生島に向かったが、濃霧のために航行予定時間を過ぎても竹生島に到着できず、同島を視認できなかったため、主機を止めて停船した。 本船は、平成25年4月18日11時00分ごろ、竹生島南西方沖において、主機を始動しようとしたが、始動できずに漂流し、13時00分ごろ、竹生島から双眼鏡で探していた同業者により、同島南東方沖約1kmで発見され、長浜市竹生島港へえい航された。
気象・海象	気象：天気 霧、風 なし、視界 不良 水象：湖面 平穏 滋賀県全域には、本インシデント当日03時25分に濃霧注意報が発表され、09時40分に解除されていた。
その他の事項	船長は、ふだん、携帯電話を携帯していたが、本インシデント時は、携帯電話を携帯することを忘れ、また、本船に無線設備はなかった。 船長は、仕事のため、長年、船で竹生島へ通っており、霧がたちこめる状況下においても、コンパスを頼りに出港し、竹生島に到着できなかった際は、主機を停止したのち、竹生島からの鳥の声を聞いて方角を確認していた。 本船は、約15年前に主機を始動した際の急発進を防止するための装置（以下「急発進防止装置」という。）を設けており、クラッチがかん合している状態では、急発進防止装置が働いて主機が始動できな

	<p>い仕組みになっていた。</p> <p>主機は、入港後に点検した結果、クラッチがかん合した状態であり、クラッチを脱にしたところ、始動した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、濃霧注意報が発表されている状況下、竹生島に到着できずに主機を止めて停船していたが、竹生島南西方沖において、主機を始動しようとしたところ、クラッチがかん合した状態であったことから、急発進防止装置が働いて主機が始動せず、運航が阻害されたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、濃霧注意報が発表されている状況下、竹生島に到着できずに主機を止めて停船していたが、竹生島南西方沖において、主機を始動しようとしたところ、クラッチがかん合した状態であったため、急発進防止装置が働いて主機が始動しなかったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主機を始動するときは、クラッチが中立であることを確認すること。 ・携帯電話を携帯することが望ましい。